

【給与所得の速算表】

給与収入金額の合計(A)	所得金額
650,999 円まで	0 円
651,000～1,900,000 円	(A)−650,000 円
1,900,001～3,599,999 円	(A)÷4=(B) (千円未満の 端数は切捨て) (B)×2.8−80,000 円
3,600,000～6,599,999 円	(B)×3.2−440,000 円
6,600,000～8,499,999 円	(A)×0.9−1,100,000 円
8,500,000 円～	(A)−1,950,000 円

【所得金額調整控除】

(1)給与等の所得が 850 万円を超える場合に該当する場合

$$\text{控除額} = (\text{給与収入}(上限 1,000 \text{ 万円}) - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$$

ア、本人が特別障害 イ、23 歳未満の扶養親族を有する

ウ、特別障害である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

(2)給与所得及び公的年金所得があり、その合計が 10 万円を超える場合

$$\text{控除額} = \text{給与所得}(上限 10 \text{ 万}) + \text{公的年金所得}(上限 10 \text{ 万}) - 10 \text{ 万円}$$

【公的年金等に係る雑所得の速算表】

年齢区分	年金収入金額の合計	年金収入金額以外の所得の合計金額		
		1,000 万以下	1,000 万超 2,000 万以下	2,000 万超
65 歳未満 (S36.1.2 以降 生まれ)	1,299,999 円まで	−600,000 円	−500,000 円	−400,000 円
	1,300,000～4,099,999 円	× 75%−275,000 円	× 75%−175,000 円	× 75%−75,000 円
	4,100,000～7,699,999 円	× 85%−685,000 円	× 85%−585,000 円	× 85%−485,000 円
	7,700,000～9,999,999 円	× 95%−1,455,000 円	× 95%−1,355,000 円	× 95%−1,255,000 円
	10,000,000 円～	−1,955,000 円	−1,855,000 円	−1,755,000 円
65 歳以上 (S36.1.1 以前 生まれ)	3,299,999 円まで	−1,100,000 円	−1,000,000 円	−900,000 円
	3,300,000～4,099,999 円	× 75%−275,000 円	× 75%−175,000 円	× 75%−75,000 円
	4,100,000～7,699,999 円	× 85%−685,000 円	× 85%−585,000 円	× 85%−485,000 円
	7,700,000～9,999,999 円	× 95%−1,455,000 円	× 95%−1,355,000 円	× 95%−1,255,000 円
	10,000,000 円～	−1,955,000 円	−1,855,000 円	−1,755,000 円

(注意)この速算表は、令和7年中の所得をもとに計算する「令和8年度の個人住民税」に適用されるものです。